

令和8年度 eスポーツを活用した次世代共創型デジタル人材育成循環事業業務委託 仕様書

1. 業務名

令和8年度 eスポーツを活用した次世代共創型デジタル人材育成循環事業業務委託

2. 契約履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3. 業務の目的等

小・中学生を対象に、eスポーツを活用した探究学習を通じて、プログラミング的思考を学びながらコミュニケーション能力や主体的に考える力、創造力の育成を図ることを目的とする。

また、児童生徒が自らのアイデアを形にし、発表する機会を提供することで、表現力及び自己肯定感の向上を促進し、eスポーツの教育的価値への理解促進と地域におけるeスポーツの普及拡大につなげる。

さらに、ひたちなか市eスポーツプロジェクトチームに参加する高校生や大学生を、eスポーツを活用した探究学習の講師へと育成させ、世代間の学びが循環する教育モデルの構築を図る。

4. 業務内容

探求学習講座の開催及びこれにかかる一切の以下の業務を行うこと。

(1) 開催回数・開催時期（予定）

令和8年9月から令和9年3月までに6回以上実施

※具体的な日程は、契約締結後に事務局と協議のうえ決定すること（協議が整わない場合は事務局の指示に従うこと）。

(2) 開催場所

事務局指定の場所とする。なお、ネットワーク環境については、原則として受託者が準備するものとする。ただし、施設備付けのネットワークを使用する場合は、事前に委託者と協議のうえ決定するものとする。※会場使用料が発生した際は委託者が負担することとする。

(3) 講座の対象者及び定員

- ・対象者：小学生及び中学生（保護者の同席を可とすること）
- ・定員：10名以上/回とすること（同席者を除く）

(4) 講座の内容

ゲームを活用し、参加者の主体的な学びを促し、他の参加者と意見を交換しながら考えを発表するといった探究学習に資する内容とすること。具体的な内容は事務局と協議のうえ決定すること。

(5) 講座の運営

事前準備（許諾等の取得や会場の借り上げを含む）、当日の司会進行、必要機材（ネットワーク環境含む）の手配及び搬出入など、講座開催にかかる一切の業務を行うこと。

※運営補助として e スポーツプロジェクトチームの学生（高校生や大学生等）が参加する場合、当該学生へのレクチャーも含む。

※講座対象者用のゲーミング PC は 10 台まで事務局より貸与可能。貸与機材を受託者の責に帰すべき事由により毀損又は紛失した場合は、受託者の負担において同等の機器を弁償するものとする。

(6) 参加者の募集受付

申込フォームの作成、参加者の管理、参加者からの問合せ等の対応を行うこと。

(7) 募集告知用チラシデータの作成

事務局ホームページやSNS等にて使用する告知用チラシデータの作成をすること。

(8) アンケートの実施

講座参加者及びその同席者（保護者・教員）に対するアンケートを実施すること。

※アンケートの内容は、今後の改善に活用できるものとし、内容は事務局と協議すること。

5. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、ひたちなか市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 2 号）を遵守するものとする。

6. 成果品

受託者は、次の成果品をひたちなか市 e スポーツプロジェクトチームに提出すること。

- ・実績報告書（紙媒体 2 部及び電子データ）

※開催内容及び結果、記録写真、回収したアンケート、業務実績等を取りまとめた報告書を作成し、事務局へ提出すること。なお、電子データは、CD-ROM や USB メモリースティック等の電子媒体で提出すること。

7. 著作権等の取扱い

(1) 受託者は、本事業における作製物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に事務局に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は事務局及びその指定する者の必要な範囲で事務局及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(2) 事務局は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

(3) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、事務局が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、事務局は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(4) 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、事務局が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

(5) 第三者が権利を有する著作物（ゲーム、音楽等）を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

(6) 事務局が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては事務局が提供する。

(7) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら事務局の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8. 留意事項

(1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市eスポーツプロジェクトチームの責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市eスポーツプロジェクトチームは係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。

(2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。

(3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市eスポーツプロジェクトチーム又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。

(4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市eスポーツプロジェクトチームの承認を受けた場合を除く。

(5) 本仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市eスポーツプロジェクトチームと協議すること。